

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

富田林市上下水道部より大切なお知らせ

令和4年4月1日申込分より

臨時給水装置料金の納付方法を変更します。

これまでは、使用開始時にあらかじめ料金（前納金）を納めていただき、使用終了後に精算していました。**令和4年4月1日申込分より、前納金をいただくことなく、使用された水量の料金を請求します。**

(従来) 臨時使用申込→前納金納付→使用開始→閉栓申込→精算・還付



(変更後) 臨時使用申込→使用開始→使用中(検針・請求)→閉栓申込→請求

※使用期間中は2ヶ月ごとに検針し、料金の請求をいたします。

また、使用終了後（閉栓時）に、最終検針日から使用終了までの料金を請求いたします。

→請求書（納付書）は本市より郵送いたします。

※従来どおり、申込時は臨時栓使用申込書の提出が必要です。

【お問い合わせ】

富田林市上下水道部上下水道総務課

連絡先 0721-25-1000 内線 251・254